

第 4 回あり方検討会での主な指摘事項について

我が国に分布する絶滅危惧種保全の推進

個人による捕獲や、商業目的以外の捕獲が個体群に影響を与える可能性もある。商業目的の捕獲等を禁止するという方向でまずは良いが、区別が難しいという問題もある。大量に捕獲したものが交換により業者の手に渡り、輸出されるという事例も多い。こういった事例も規制できるようにすべきである。

大量捕獲の抑制だけでなく、生息環境等の維持・改善が重要であるため、より明確に記載すべき。

希少種であっても、飼育していたものが放されることで国内外来種となりうる点は問題である。

動植物園等と連携した生息域外保全等の推進

認定された動植物園等に対し、表彰等によりインセンティブを与えることも検討すべき。認定された動物園等については、動物愛護管理法の動物取扱業の登録が免除されると、動物園等のモチベーション向上につながる。動物福祉や教育、研究についても認定の際の基準としてはどうか。

域外保全の実施にあたり、野生からのファウンダーの導入についても、今後は意識していくことが必要である。

希少野生動植物種の流通管理強化

輸入量が多いということと、違法な輸入が確認されていないということは別のことであり、区別して考えるべき。

特に南西諸島の両生爬虫類については、海外に持ち出されている事例が確認されている。海外で、ワシントン条約附属書掲載種の国内流通を規制しているような法制度があるのか、事例を調査すべき。

現在は日本国内の法律に違反していないが、原産国の法律に明らかに違反している場合について、登録申請時の取扱い等を検討しておく必要がある。

外国法の違法性が日本国内の法律の許可等の条件になると、日本としては主権性の問題があり、また、相手国としても自国法の合法性・違法性を他国が判断することに繋がりがねないという観点が問題となる。当該国が、ワシントン条約附属書 にリストアップすることが適切である。

その他

特定外来生物であるガビチョウはワシントン条約の附属書 に掲載されている。将来的に外来生物が附属書 に掲載されることも想定される。